

リビング・ニーズ特約

お客さまに、生命保険の魔法の力を。



リビング・ニーズ特約

日本で初めてのリビング・ニーズ特約* あなたの生命保険が全く新しい生命保険に生まれ変わります

*1992年10月にプルデンシャル生命が日本で初めてリビング・ニーズ特約を導入しました。

特 長

1 生きている間に保険金をお支払いします。

被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合、生きている間に保険金をお支払いします。人生の最期を迎えるにあたり、家族との素晴らしい思い出を作る、かねてからやりたいと思っていた事を実現する、あるいは、十分に満足のいく治療を受ける……など様々な事柄に前払いされた保険金を充てることが可能です。

人間が自身の尊厳と家族への愛をもって最期まで生きる、そのためのサービスです。この特約は、終身保険をはじめとする当社のほとんどの保険に付加することができます。

2 保険料は必要ありません。

この特約にかかる保険料は一切必要ありません。

3 病気・けがの種類を問わず、ご請求いただけます。

リビング・ニーズ特約による保険金のお支払いは、傷病の種類を限定いたしません。どのような病気・けがであってもご請求いただけます。

4 お支払いする保険金は非課税扱いとなります。

リビング・ニーズ特約による保険金を被保険者、被保険者の配偶者もしくは直系血族または生計を一にするその他の親族が受取った場合は非課税となります。(所得税法第9条、所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-20、所得税基本通達9-21)

※このご案内は、登録日現在の税制に基づいています。今後、制度内容が変更される場合があります。

5 お客様の必要に応じた金額を、ご請求いただけます。

リビング・ニーズ特約による保険金の額は、付加されているご契約の保険金額以内(被保険者通算で3,000万円以内)で、お客様のご都合に合わせて必要な金額をご請求いただけます。ただし、ご請求いただける保険金額およびご請求可能期間等は保険種類により一定の制限があります。

6 リビング・ニーズ特約はライフプランナーが提供します。

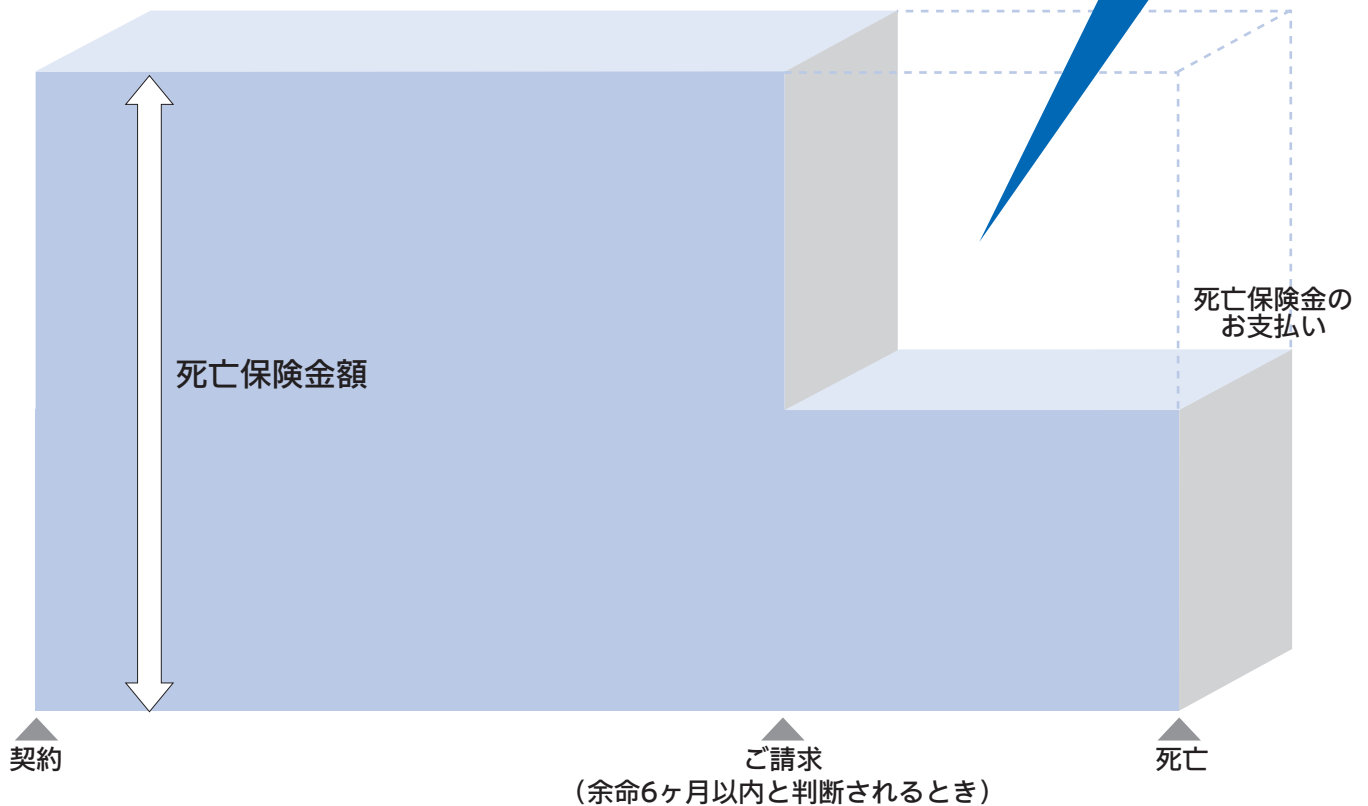
プルデンシャル生命では、ライフプランナーという生命保険の専門家が一人一人の人生設計に合わせたオーダーメイドの生命保険を設計し、契約のお申込みから、保障の見直し、保険金等のお支払いまで、お客様の生涯にわたってパーソナルなサービスをさせていただいております。

リビング・ニーズ特約は、このような終生にわたるサービスをさせていただくライフプランナーだからこそ提供できるサービスであるとプルデンシャル生命は考えております。

 ご検討にあたりましては、必ず4Pの「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。

リビング・ニーズ特約のしくみ

死亡保険金額の一部をお支払いする場合



1875年の創業以来、プルデンシャル・ファイナンシャルは常にお客様の必要とする商品とサービスを提供してまいりました。このリビング・ニーズ特約もアメリカでの好評を受け、日本のプルデンシャル生命保険においても1992年10月に発売を開始し、その画期的な内容や社会的な意義は、内外で反響を呼びました。

あるお客様が余命6ヶ月以内と診断されたのは、新しく事業を始めた矢先のことでした。事業開始のための借金返済にお子様の大学入学が重なり多額の治療費を支払う経済的余裕がなく、この方の心の沈みようは並大抵ではありませんでした。さらに、気がかりなのは、故郷に残してきたご両親のお墓のことでした。自分が死んだ後は、故郷のお墓とは縁が薄らいでいくだろうし、誰も面倒を見られなくなってしまうだろう、という不安が片時も離れなかったのです。しかし、それらの不安は、リビング・ニーズ特約の保険金によって一掃されました。保険金は、故郷からお墓を移すための家族旅行と医療費のお支払いに使われました。

「リビング・ニーズ特約が発売されたとき、真っ先に、何度か給付手続きを行ったお客様のことが頭に浮かびました。お客様にリビング・ニーズ特約のことを話したときには、とても驚かれていましたが、経済的に不安があるのでぜひ適用を受けたいという要望をいただき、給付後、大変助かったと非常に感謝されました。この貴重な経験により、私は生命保険の大切さを改めて、しみじみと感じました。」

当社ライフプランナー 談

⚠️ ご契約に関する注意事項

- この特約による保険金のご請求方法につきましては、ライフプランナーもしくはカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- 被保険者ご本人または、指定代理請求特約を付加していた場合で、被保険者がこの特約の保険金を請求できない特別な事情があるときは被保険者に代わって指定代理請求人が、この特約の保険金を請求することができます。
- この特約によりご請求いただける保険金は、この特約の請求日における普通死亡保険金額かつ他の保険契約と通算して1被保険者につき3,000万円*までとなります。なお、ご請求いただいた金額から6ヵ月相当分の利息および保険料相当額を控除してお支払い

いたします。

*米国ドル建保険の場合は、30万米国ドルかつ所定のレートで円に換算して3,000万円を上限とします。

- ご請求は1保険契約につき1回が限度となります。
- このご案内に記載の情報は法律上又は税務上の助言ではありません。このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。
- このご案内は、登録日現在の税制に基づいています。今後、制度内容が変更される場合があります。
- リビング・ニーズ特約により保険金が支払われた場合、リビング・ニーズ特約は消滅します。

ご契約の際には、「契約概要」、「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 「**契約概要**」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「**注意喚起情報**」は、ご契約に際して、特にご注意ください事項（クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等）を記載したものです。
- 「**ご契約のしおり・約款**」は、ご契約についての大切な事項およびご契約者に必要な保険の知識を記載したものです。

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この特約は、「**保険種類のご案内**」に記載されている**リビング・ニーズ特約**です。「**保険種類のご案内**」は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

■生命保険募集人について

当社のライフプランナー（生命保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■告知について

被保険者が告知される際には、必ず「**告知書**」記入上のご注意」をご一読いただき、告知書へご記入ください。

■取引時確認について

ご契約のお申込みの際には、お客様の本人特定事項、取引を行う目的、職業又は事業の内容、法人のお客様の場合は実質的支配者等を確認させていただきます。

■個人情報の取扱いについて

お客様よりお預かりしております個人情報については、当社の「**個人情報保護方針**」に従い、適切に取り扱っております。詳しくは、当社のホームページ（<http://www.prudential.co.jp/>）をご覧ください。

■諸利率について

経済情勢等により変動する可能性のある諸利率は、当社のホームページに公開しておりますのでご確認ください。

プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

インターネットホームページ <http://www.prudential.co.jp>

パンフレットのご請求または保険に関するお問い合わせ・お手続きやご契約に関する苦情・照会につきましては、下記へお電話ください。

カスタマーサービスセンター **0120-810740**
※携帯電話からもご利用になれます